
附 則	(平成二一年八月七月政令第二〇 一號)
（施行期日）	この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。
附 則	(平成二二年四月一日政令第八七 号) 抄
（施行期日）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成二三年七月二七日政令第二 二九號)
（施行期日）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成二三年一一月二一八日政令第 三五〇號)
（施行期日）	この政令は、公布の日から施行する。
